# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

栃木厚生年金 事案 373 (事案 127 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月25日から23年3月1日まで

兵役による休職を経て、昭和21年1月からA社に復職したが、厚生年金保険の加入記録は23年3月からになっている。A社は社会保険の適用事業所であり、業務内容も危険を伴うものであったため、従業員であれば当然厚生年金保険に加入させていたし、自分は同社で社会保険に係る事務を担当しており、制度の恩恵も熟知していたため、あえて自分を加入させないはずがない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無く、申立人に係る当時の事情について証言が得られる同僚がいないことなどから、既に当委員会の決定に基づく、平成20年10月23日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てにあたり、新たにA社に勤務していた期間に受賞した各種表彰状、及び申立期間の前後においてA社の従業員を診察していたことを証明する旨の医師による証明書を提出しているが、これら資料から申立期間における保険料控除を認めることはできず、当該医師から聴取しても、申立てに係る事実関係については承知していないとしており、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。